

## 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター臨床研究部運営規程

### （設置）

第1条 独立行政法人国立病院機構水戸医療センターに臨床研究部（以下「研究部」という。）を置く。

### （目的）

第2条 研究部は、臨床的研究を主体として病因等の解明や治療法の開発等を行うために、国立病院機構・各大学並びにその他医療関連施設等と全国的なネットワークを駆使し、組織的・横断的な研究を行い、得られた研究成果を適正な臨床応用及び地域医療技術の向上に資することを目的とする。

### （研究組織）

第3条 研究部に次の研究室を置く。

- ・がん医療研究室
- ・循環医療研究室
- ・移植医療研究室
- ・治験管理室
- ・臨床研究支援室

### （部長等）

第4条 研究部に部長を置く。

- 2 前条に定める研究室にはそれぞれ室長及び室員若干名を置く。
- 3 室長及び室員は併任職員を以て充てることが出来る。
- 4 部長は院長の指揮監督の下に、研究部の業務を統括する
- 5 室長は部長の監督の下に室員を指導監督し、研究についての助言、指導を行い、実際の研究業務を推進する。
- 6 室員は室長の命を受け、当該研究室の業務に従事する。

### （研究員）

第5条 独立行政法人国立病院機構水戸医療センターに勤務する全ての職員は、研究部に所属する研究員とする。

(運営会議)

第6条 研究部の円滑な運営を図るため臨床研究部運営会議(以下「運営会議」という)を置く。

- 2 運営会議は、院長、副院長、統括診療部長、内科系・外科系診療部長、臨床研究部長、各研究室長、事務部長、看護部長、薬剤部長、企画課長、管理課長、経理担当者、その他院長が指名した者をもって構成する。
- 3 運営会議の議長は臨床研究部長とする。
- 4 運営会議では、本研究部における予算と決算、管理、研究の推進に関する事項を審議する。
- 5 運営会議は、原則として年1回以上開催するものとし、会議の庶務は臨床研究部事務局が行う。

(部会)

第7条 研究部に、研究の効率的な推進を図るため、臨床研究部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会は研究に関する議題、案件の討議決定及び連絡調整を目的とする。
- 3 部会は部会長、室長、室員及び、研究者の中より部会長が必要と認める者を以て構成する。
- 4 部会長は臨床研究部長を以て充てる。
- 5 部会は必要に応じて随時開催する。
- 6 部会の庶務は、臨床研究部事務局が行う。

(研究の内容)

第8条 研究部に於いては研究課題を広く募集し、研究の機会を与える。また臨床各部門と密接に連携し必要な研究を行う。

(研究期間)

第9条 一課題の研究期間は原則として3年を限度とする。ただし、院長が適当と認めた場合には、期間の延長をする事が出来る。

(研究活動及び倫理審査)

第10条 研究員は自発的に研究計画を立案することが出来る。

- 2 研究員は、研究の実施にあたり、研究開始届および必要書類を研究部事務局に提出しなければならない。
- 3 研究員は、研究内容に応じた審査機関にて倫理承認を受けることが求められるが、臨床研究法における臨床研究は認定臨床研究審査委員会、国立病院機構ネットワーク

研究・EBM 研究は国立病院機構本部中央倫理審査委員会（臨床研究法における臨床研究を除く）、それ以外の研究については水戸医療センター倫理審査委員会又は適切な倫理審査委員会の承認を得なければならない。

4 審査の手続きについては、各審査機関の審査手順書によるものとする。

（研究の取り消し）

第 11 条 院長は研究者の責により、研究部の研究業務が著しく障害されると認められた場合は、当該研究者に対して研究の取り消しをする事が出来る。

（研究費）

第 12 条 研究部の研究費としては、運営費交付金、助成金、競争的科学研究費、受託研究費、研究寄附金、その他の研究費を充当することが出来る。その研究費は、院長並びに部長の監督のもと、担当事務の適切な経理により、研究目的のみに使用されるものとする。その経理結果は年度ごとにまとめ、審査を受けるものとする。また、本研究部の研究活動に使用することが出来る。

（臨床研究部運営経費）

第 13 条 機構本部より資金回送される研究費（運営費交付金、助成金）の一部は、臨床研究部運営経費とすることが出来る。また、臨床研究部運営経費の執行については、院長の承認を得て、部長が執行計画をたて、運営会議の同意を得て執行し報告するものとする。

2 執行については、別に定める「独立行政法人国立病院機構水戸医療センター臨床研究助成規程」によるものとする。

（研究業績等）

第 12 条 研究課題に関して得られた成果は、研究発表会、関係学会等において発表し、広く研究の批評を受けるものとする。

2 研究内容の詳細は、原則としてそれぞれの専門雑誌に発表するものとする。

3 学会発表の資料及び研究論文は一括して保管し、年度ごとに研究業績集を作成するものとする。

4 前項の業務は、部長の指名する職員がこれにあたるものとする。

5 部長は当該年度における研究計画書を5月末日までに、前年度研究成果を9月末日までに院長の決裁を受けるものとする。

（その他の事項）

第 14 条 この規程に定めるものの他、研究部運営に必要な事項は院長が別に定める。

附 則

この規程は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の一部改定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の一部改定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の一部改定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の一部改定は、令和 5 年 8 月 9 日から施行する。

#### 改 訂 履 歴

版数	改訂年月日	改訂内容
1.0	2008 年 4 月 1 日	新規制定
2.0	2019 年 4 月 1 日	
2.1	2020 年 4 月 1 日	
2.2	2021 年 4 月 1 日	研究費の一部に助成金を追記
2.3	2023 年 8 月 9 日	第 3 条 成育医療研究室を削除 及び 臨床研究支援室に 名称変更 第 10 条 2 項の提出書類を研究開始届および必要書類に変更

※ 版数は新規制定を第 1.0 版とし、改訂が発生した際は第 1.1 版とする。

※ 改訂があった場合は、必ず改訂内容を記載すること。